

通行危険箇所への信号機設置及び通学路の安全確保に関する意見書

名護市議会において、これまで多くの議員が一般質問で度々取り上げている通行危険箇所については、接触事故が頻繁に発生しており、人命に関わる重大事故がいつ発生してもおかしくない状況にあります。最近では交通量も増加し、特に子どもや高齢者が横断するにはあまりにも危険過ぎると言わざるを得ません。市民の皆さんからも多くの不安の声が寄せられています。

そこで、安全確保のための措置を早急に講じていただくよう下記の事項について強く要望します。

記

- 1 県道84号線に交差する市道志味屋線・市道為又中線の交差点に信号機を早期に設置すること。
- 2 国道449号に交差する市道安田根川線（オオバナサルスベリ通り）の交差点に信号機を早期に設置すること。
- 3 県道91号線（本部循環線）に接する市道宮里中線の丁字路の信号機を再開すること。
- 4 学校周辺における道路標識の新設、横断歩道の新設及び白線消えの補修を早期に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月26日

沖縄県名護市議会

宛先 沖縄県知事、沖縄県公安委員会委員長、沖縄県警察本部長、
名護警察署長